

第一種フロン類充填回収業者の登録（登録の更新）申請について

1 提出書類（各1部）

電子申請・届出サービス（令和5年10月から開始）、郵送又は持参により提出してください。

	種類	内容
(1)	申請書	様式第1「第一種フロン類充填回収業者登録（登録の更新）申請書」により提出してください。
(2)	本人を確認できる書類	申請者が法人の場合 →登記事項証明書 （発行日より3か月以内のもの、コピー不可。） ※電子申請の場合は、別途郵送が必要となります。
		申請者が個人の場合 →必要なし 申請者の氏名のふりがなと生年月日を申請書（電子申請の場合は入力欄）に記載してください。（住民基本台帳ネットワークにより本人確認を行います。）
(3)	フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類	自ら所有する場合 →購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうち、いずれかの写し
		自ら所有しない場合（リース等） →借用契約書、共同使用規定書等のうち、いずれかの写し
(4)	フロン類回収設備の種類及び能力を説明する書類	フロン類回収設備の種類、能力の区分が説明できる取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し
(5)	申請者が法に定める欠格要件に該当しないことを説明する書類	「誓約書例」を参照のこと
(6)	資格証等の写し	フロン類の回収を行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者に関する資格証等の写し

申請書の控えに受付印が必要な場合は、副本をご準備ください。

2 登録申請手数料

- ・ 香川県証紙（電子申請の場合はオンライン決済）により 新規登録申請手数料 5,000 円、登録更新申請手数料 4,000 円 を納付してください。
- ・ 県外又は県内で小豆島以外の島しょ部に住所がある方は、香川県証紙に代えて郵便為替証書（定額小為替証書又は普通為替証書）で納付できます。郵便為替証書で納付する場合、証書の記入欄には何も記入しないでください。
- ・ 証紙・証券の領収書については、購入窓口にお問い合わせください。オンライン決済の場合、領収書の発行はありません。

3 問い合わせ・提出窓口

香川県環境森林部環境管理課 大気保全・環境安全グループ

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号（県庁東館2階）

電話：087-832-3219 FAX：087-806-0228